

株 主 各 位

東京都中央区八重洲一丁目4番16号

東洋電機製造株式会社

代表取締役社長 寺 島 憲 造

第156回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第156回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2～3ページの議決権行使についてのご案内に従って、平成29年8月28日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年8月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
「ステーションコンファレンス東京」501会議室（サピアタワー5階）

3. 株主総会の目的事項

報 告 事 項

1. 第156期（平成28年6月1日から平成29年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第156期（平成28年6月1日から平成29年5月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.toyodenki.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、上記当社ウェブサイト掲載事項は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様的重要な権利です。

後記の株主総会参考書類（29～48ページ）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

①株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 平成29年8月29日（火曜日）午前10時～

場所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階
「ステーションコンファレンス東京」501会議室
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

②郵送（書面）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成29年8月28日（月曜日）午後5時到着分まで

③インターネットで議決権を行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト（<http://www.evotc.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 平成29年8月28日（月曜日）午後5時まで

インターネット等による議決権行使について

＜インターネットによる議決権の行使について＞

インターネットによる議決権行使は、次の専用ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使専用ウェブサイト

<http://www.evot.e.jp/>

行使期限

平成29年8月28日（月曜日）午後5時まで

ご利用に際しては、次の事項をご覧いただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）

① パスワードのお取り扱い

- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

② 複数回にわたり行使された場合の議決権のお取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

③ お問い合わせ先

- 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120(173)027 **受付時間** 9:00～21:00

＜機関投資家の皆様へ—議決権電子行使プラットフォームの利用について—＞

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、あらかじめ申込された場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができますので、ご案内申し上げます。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成28年6月1日から
平成29年5月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成28年6月1日～平成29年5月31日）の当社グループを取り巻く経営環境は、英国のEU離脱問題への警戒感の中でスタートし、中国・ASEANの景気減速も見られましたが、米国の景気回復や新政権の政策への期待等を背景に、後半に入ってから景況感が改善してきました。鉄道インフラ投資は、中国・ASEANは拡大基調が続き、国内もオリンピック・インバウンド対応等で堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループは、平成30年5月期を最終年度とする中期経営計画「NEXT100 ～100年のその先へ～Ver. 2」に基づき、経営基盤の抜本的強化と企業価値の飛躍的増大を目指し、グループ一丸となって取組んでまいりました。

当連結会計年度における業績は次のとおりです。

受注高は、交通事業、産業事業、情報機器事業ともに増加したことから、前期比8.7%増の433億55百万円となりました。

売上高は、産業事業が減少したものの、交通事業と情報機器事業が増加したことから、前期比2.3%増の406億68百万円となりました。

損益面では、営業利益は交通事業と情報機器事業が増加した一方で産業事業が減少したことから前期比4.1%減の15億71百万円となりましたが、経常利益は為替差損が大幅に減少したことから同11.5%増の16億63百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は同32.0%増の11億74百万円となりました。

報告セグメント別の状況は次のとおりです。

<交通事業>

受注高は、国内向けが東京オリンピック開催に向けた需要等により増加したことから、前期比8.4%増の293億66百万円となりました。

売上高は、国内向けが増加したことから、前期比5.4%増の281億99百万円となりました。

セグメント利益は、前期比3.9%増の30億79百万円となりました。

<産業事業>

受注高は加工機向けと海外向けが増加したことから、前期比6.8%増の121億94百万円となりました。
売上高は、試験機向けと加工機向けが減少したことから前期比7.9%減の110億73百万円となりました。
セグメント利益は、減収の影響と多機能型試験機の開発費用により前期比26.7%減の7億47百万円となりました。

<情報機器事業>

受注高は、駅務機器で大型案件を受注したことから、前期比30.6%増の17億88百万円となりました。
売上高は、受注高と同様の理由により、前期比45.4%増の13億88百万円となりました。
セグメント利益は、前期比218.8%増の3億4百万円となりました。

2. 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度における当社及び子会社の設備投資等の総額は46億6百万円であり、主なものは新工場（滋賀竜王製作所（仮称））の建設に係る土地の取得及び建設着工金であります。なお、これら設備投資は自己資金及び借入金により実施しております。

3. 対処すべき課題

当社グループは、平成26年7月10日に発表した中期経営計画「NEXT100 ～100年のその先へ～」について、その後に生じた経営環境の変化や対処すべき課題等を踏まえて、平成30年5月期を最終年度とする中期経営計画「NEXT100 ～100年のその先へ～ Ver.2」として見直しをいたしました。長期ビジョンの実現に向けてさらなる成長軌道を描けるよう、以下の基本方針にもとづく施策の推進に積極的に取り組んでまいります。

<長期ビジョン>

創業以来の卓越したモータドライブ技術と躍進する先端技術を融合し、グローバルな事業展開を通じて地球環境にやさしい社会インフラシステムの実現に貢献してまいります。

<基本方針>

2018年の創立100周年以降を見据え、新時代に相応しい東洋電機グループを創造するため、経営基盤の抜本的強化を図りつつ企業価値の飛躍的増大を目指します。

～“創業100年の先へ”のもと、500億円企業に向けた経営基盤強化を図ります。～

なお、同計画における主要施策は以下のとおりです。末尾に「(追加)」と記載のあるものは、「NEXT 100 ～100年のその先へ～ Ver.2」により追加した主要施策を示しています。

- ① 国際競争力の強化
 - ・中国・米国・韓国・インド・台湾市場でのグループ海外拠点を中心とした事業推進
 - ・東南アジア拠点によるブランド構築および事業展開
 - ・アライアンスを活用した新規市場開拓
- ② 安定した事業収益構造の構築
 - ・国内マザーマーケットにおけるシェア拡大
 - ・交通事業の生産性改革推進強化による収益力向上（追加）
 - ・産業事業の中長期の事業構造ビジョン構築による収益力安定化（追加）
- ③ 生産体制の再構築
 - ・生産能力拡大と100年以降を見据えたグローバル生産体制の確立
 - ・交通事業の生産性改革に基づく生産能力増強（追加）
 - ・産業事業構造ビジョンに基づく生産体制一体化（追加）
 - ・サプライヤ管理などグローバル品質管理体制の強化
 - ・基幹システムの再構築
- ④ 技術開発の推進
 - ・斬新なアイデアの実現に向けた若手人材の積極活用
 - ・大学等の研究機関への積極派遣による高度技術者育成
- ⑤ 新事業の立上げ
 - ・分散電源、電気化（電動化）事業の推進
 - ・海外向けメンテナンス事業拡大に向けた体制整備
- ⑥ グローバル展開を支える人材の育成
 - ・次世代人材の確保と能力開発システムの構築
 - ・グローバルな事業推進・展開を支える執務・生活環境整備
- ⑦ CSRの推進

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第153期 平成25年6月～ 平成26年5月	第154期 平成26年6月～ 平成27年5月	第155期 平成27年6月～ 平成28年5月	第156期 (当連結会計年度) 平成28年6月～ 平成29年5月
受 注 高 (百万円)	42,568	39,070	39,890	43,355
売 上 高 (百万円)	34,957	39,617	39,746	40,668
経 常 利 益 (百万円)	1,035	2,056	1,492	1,663
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	644	1,105	889	1,174
1株当たりの当期純利益 (円)	66.85	114.72	92.33	123.87
総 資 産 (百万円)	44,752	53,041	50,233	54,927
純 資 産 (百万円)	19,350	24,895	23,676	24,603

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第153期 平成25年6月～ 平成26年5月	第154期 平成26年6月～ 平成27年5月	第155期 平成27年6月～ 平成28年5月	第156期(当期) 平成28年6月～ 平成29年5月
売 上 高 (百万円)	30,634	34,594	33,231	33,708
経 常 利 益 (百万円)	837	1,692	1,072	1,180
当 期 純 利 益 (百万円)	495	826	517	784
1株当たりの当期純利益 (円)	51.40	85.76	53.46	82.71
総 資 産 (百万円)	41,394	49,019	45,788	50,374
純 資 産 (百万円)	16,399	21,519	19,978	20,551

(注) 1. 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

2. 平成28年12月1日付で普通株式5株を1株の割合で併合しております。これに伴い第153期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

会社法第2条第4号並びに会社法施行規則第3条第2項及び第3項に基づく親会社はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東洋工機株式会社	100百万円	100%	鉄道車両用電機品の製造及び修理
泰平電機株式会社	100	100	バス・鉄道車両用ドアエンジンの製造・販売
東洋産業株式会社	200	100	電気機器の販売及び修理・保守・点検、電子計算機附属装置の保守サービス、消耗品及び部品の販売
株式会社ティーディー・ドライブ	150	100	電動機・発電機の製造・販売・修理
東洋商事株式会社	30	100	機械・電気・空調・給排水・消防等各種設備の保守点検及び修繕並びに運転管理、福利厚生施設の運営
TOYO DENKI USA, INC.	3,914千米ドル	100	米国市場における鉄道車両用電機品の製造及び販売

6. 主要な事業内容

当社グループは、鉄道用並びに一般産業用電気機械器具の製造及び販売を主な事業としており、各事業部門の主要な製品は、次のとおりであります。

事業部門	主要製品
交通事業部	鉄道車両用電機品、磁気浮上式車両（HSST）用電機品、新交通システム車両用電機品、特殊車両用電機品、鉄道用電力貯蔵装置
産業事業部	産業用電機システム製品、回転電気機械、制御装置、配電及び電源装置、試験装置、上下水道設備システム製品、発電システム製品、電気駆動システム製品
情報機器事業部	駅務システム機器、遠隔監視システム機器、情報システム関連機器

7. 主要な事業所

(1) 当社の主要な事業所

- ① 本 社 東京都中央区八重洲一丁目4番16号
- ② 支社・支店・事務所・営業所
 - 大 阪 支 社 (大阪市北区) 横 浜 営 業 所 (横浜市神奈川区)
 - 名 古 屋 支 社 (名古屋市中村区) 広 島 営 業 所 (広島市中区)
 - 九 州 支 店 (福岡市博多区) 沖 縄 営 業 所 (沖縄県那覇市)
 - 北 海 道 支 店 (札幌市中央区)
 - デリー駐在員事務所 (インド共和国デリー市) バンコク駐在員事務所 (タイ王国バンコク市)
- ③ 工 場
 - 横 浜 製 作 所 (横浜市金沢区)
 - 滋 賀 工 場 (滋賀県守山市)

(2) 子会社等の主要な事業所 (※は関連会社)

- ① 国内子会社及び関連会社
 - 東 洋 工 機 株 式 会 社 本社/工場 (神奈川県平塚市)
 - 泰 平 電 機 株 式 会 社 本社/工場 (東京都板橋区)
 - 東 洋 産 業 株 式 会 社 本社 (東京都千代田区)
 - 株式会社ティーディー・ドライブ 本社/工場 (滋賀県守山市)
 - 東 洋 商 事 株 式 会 社 本社 (横浜市金沢区)
- ② 海外子会社及び関連会社
 - TOYO DENKI USA, INC. 本社/工場 (アメリカ合衆国ペンシルバニア州)
 - 洋電貿易(北京)有限公司 本社 (中華人民共和国北京市)
 - 泰平展雲自動門(常州)有限公司 本社/工場 (中華人民共和国常州市)
 - ※ 湖南湘電東洋電気有限公司 本社/工場 (中華人民共和国長沙市)
 - ※ 常州朗銳東洋伝動技術有限公司 本社/工場 (中華人民共和国常州市)
 - ※ 北京京車双洋軌道交通牽引設備有限公司 本社/工場 (中華人民共和国北京市)

8. 使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人の数	前期末比増減
1,262名	17名

(注) 使用人の数は、執行役員を含む正社員、特別社員、嘱託社員、契約社員、出向受入とし、パートタイマー等は除いていません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
832名	8名	40.4才	15.2年

(注) 使用人の数は、執行役員を含む正社員、特別社員、嘱託社員、契約社員、出向受入とし、パートタイマー等は除いていません。

9. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,858百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,776
株式会社日本政策投資銀行	1,540

- (注) 1. 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。
2. 上記のほか、㈱三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン5,800百万円の借入金及び金融機関5行からの借入金780百万円があります。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
 (注) 平成28年12月1日付で普通株式5株を1株の割合で併合しており、発行可能株式総数は、144,000,000株減少しております。
2. 発行済株式の総数 9,735,000株 (自己株式290,569株を含む。)
 (注) 平成28年12月1日付で普通株式5株を1株の割合で併合しており、発行済株式の総数は、38,940,000株減少しております。
3. 株主数 6,349名

4. 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	480	5.08
株 式 会 社 豊 田 自 動 織 機	420	4.44
東 洋 電 機 従 業 員 持 株 会	409	4.33
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	337	3.57
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	270	2.86
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	259	2.74
山 内 正 義	246	2.60
株 式 会 社 日 立 製 作 所	220	2.32
東 洋 電 機 協 力 工 場 持 株 会	217	2.29
株 式 会 社 横 浜 銀 行	207	2.19

(注) 持株比率は、自己株式(290,569株)を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成29年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	寺 島 憲 造	内部監査担当
代表取締役 専 務	土 屋 正 美	社長補佐、海外戦略、産業事業、事業開発、 竜王統合推進本部担当
専務取締役	下高原 博	内部統制、経営企画、グループ企業、 法務コンプライアンス担当
取 締 役	新 井 博 之	知財、技術・研究・開発担当 研究所長
取 締 役	後 藤 研 一	安全保障貿易管理、品質管理、環境管理、 生産、資材担当 横浜製作所長
取 締 役	石 井 明 彦	総務、財務担当 人事部長
取 締 役	渡 部 朗	情報機器事業担当 交通事業部長
取 締 役	茅 根 熙 和	丸善CHIホールディングス取締役 監査等委員（社外）
取 締 役	山 岸 隆	
常勤監査役	濱 尾 宏	
常勤監査役	吉 野 善 彦	
監 査 役	池 田 敏 夫	
監 査 役	鈴 木 英 一	

- (注) 1. 取締役 茅根熙和氏及び山岸隆氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、両氏は、東京証券取引所に届出している独立役員であります。
2. 監査役 濱尾宏氏、池田敏夫氏及び鈴木英一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、監査役 池田敏夫氏は、東京証券取引所に届出している独立役員であります。
3. 監査役 池田敏夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成28年8月26日開催の第155回定時株主総会において渡部朗氏及び山岸隆氏が取締役に選任され、就任いたしました。
5. 平成28年8月26日開催の第155回定時株主総会終結の時をもって、取締役相談役 土田洋氏は、任期満了により取締役に退任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	10名	158百万円
監査役	4名	40百万円
合計	14名	198百万円
(うち社外役員)	(5名)	38百万円

- (注) 1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与（賞与含む）相当額65百万円は、含まれておりません。
 2. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る成果反映型の役員賞与（取締役33百万円）を含んでおります。
 3. 平成18年8月29日開催の第145回定時株主総会において取締役の報酬等限度額は、年額240百万円以内、監査役の報酬等限度額は、年額60百万円以内と決議いただいております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先・内容
取締役	茅 根 熙 和	丸善CHIホールディングス取締役 監査等委員（社外）
取締役	山 岸 隆	重要な兼職はありません。
監査役	濱 尾 宏	重要な兼職はありません。
監査役	池 田 敏 夫	重要な兼職はありません。
監査役	鈴 木 英 一	重要な兼職はありません。

(注) 取締役 茅根熙和氏の重要な兼職先と当社とは取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	茅 根 熙 和	当事業年度開催の取締役会には、開催された17回中16回出席し、主に企業法務に関する豊富な経験と幅広い識見を活かして当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べております。
取 締 役	山 岸 隆	当事業年度開催の取締役会には、昨年8月の取締役就任後開催された13回中すべてに出席し、国内外における豊富な企業経営の経験や高度な専門知識を活かして、当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べております。
監 査 役	濱 尾 宏	当事業年度開催の取締役会には、開催された17回中すべてに、また監査役会にも18回中すべてに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い識見を活かして当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べております。
監 査 役	池 田 敏 夫	当事業年度開催の取締役会には、開催された17回中すべてに、また監査役会にも18回中すべてに出席し、主に企業財務会計に関する豊富な経験と幅広い識見を活かして当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べております。
監 査 役	鈴 木 英 一	当事業年度開催の取締役会には、開催された17回中すべてに、また監査役会にも18回中すべてに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と幅広い識見を活かして当社の経営上有用な指摘、意見を適宜述べております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

社外役員の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする契約を締結することができる旨を当社定款において定めており、社外役員全員と、この責任限定契約を締結しております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注1）（注2）	43 百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－ 百万円
③当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	43 百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、当事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠並びに従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況について検討し、報酬等の額は相当であると判断いたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるとき、その他必要と認められるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

4. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分等の概要

(1) 処分の対象者 新日本有限責任監査法人

(2) 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月（平成28年1月1日から同年3月31日）
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

(3) 処分理由

- ・新日本有限責任監査法人は、(株)東芝の平成22年3月期、平成24年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

V. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）及び当該体制の運用状況の概要

1. 内部統制システムの基本方針

当社は、内部統制システムを整備し運用していくことが、経営上の重要事項であると考え、会社法第362条及び会社法施行規則第100条の規定に従い、効率的で適法かつ適正な業務の執行体制を整備する。本方針の実現をより確実にするため、取締役会の下部組織である内部統制委員会において、内部統制システムの運用状況を定期的に確認し、本方針の継続的見直しを実施する。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、経営理念の一つである「倫理を重んじ社会・顧客に貢献する」ことを企業活動の原点としており、これを踏まえて制定した「コンプライアンスの手引き（東洋電機製造倫理規範）」を当社及び当社グループ会社全ての役職員に配布し、周知徹底を図る。また、グループ全体を対象とした年間研修計画に基づき研修を実施することにより、コンプライアンスに係る知識を高めるとともに企業倫理を尊重する意識を醸成する。

② 当社は、内部通報の受付窓口を社内及び社外に設置し、問題を早期に発見し、必要な措置を速やかに講じる。

③ 監査部は、業務執行の適正を確保するため当社及び当社グループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告する。

④ 当社及び当社グループ会社は、内部統制を有効に機能させるため自己点検制度を導入し、モニタリングの充実を図る。

⑤ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制を構築するとともに、その内部統制が適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。

⑥ 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力と取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る保存すべき重要な情報は、法令及び社内規定の定めによる保存期間・方法により文書または電磁的媒体に記録し、適切に管理する。また、これら取締役の職務の執行に係る情報及びその保存・管理状況について、監査役がいつでも閲覧または監査することが可能な状態とする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会のもとに設置した内部統制委員会において、リスク管理基本規程に基づき、当社及び当社グループ会社におけるリスクを分析、評価し、同委員会の報告に基づいて、リスクの種類、程度に応じた実効性のあるリスク管理体制を構築する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、業務分掌規程、職務権限規程、文書管理規則等の社内規定を整備するとともに、その適切な運用に努める。
 - ② 当社は、定時取締役会を毎月開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認するとともに重要事項を決議する。必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ③ 当社は、業務執行連絡会を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認する。
 - ④ 当社は、経営戦略会議を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務執行における課題及び経営課題への対応を討議する。
 - ⑤ 監査部は、当社グループ会社の内部監査を実施し、必要に応じて業務改善を提言することにより、当社グループ会社の適正かつ効率的な業務執行を確保する。
- (5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社は、グループ経営基本規程及びグループ経営運営要領に基づいて、当社グループ会社に対し、重要な事項の事前承認及びグループ経営上必要な事項の報告を義務付ける。
 - ② 当社は、国内グループ会社会議及び海外グループ会社会議を原則として各々年2回開催し、当社グループ会社の事業計画の進捗状況及び業務の執行状況を検証する。
- (6) 当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役の監査活動を補助するために、監査役スタッフを配置する。その人選に関しては監査役と取締役が意見交換を行って決定する。また、当該使用人の監査役スタッフとしての業務に関しては取締役からの独立性を確保する。
- (7) 当社の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや事業及び財務に重大な影響を及ぼす可能性があると判断したときは監査役に報告し、監査役が報告を求めた場合は速やかにこれに応じる。また、これらの報告をした者は、これらの報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないようにする。
 - ② 監査役は、取締役会並びに重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために必要な社内会議に出席するほか、稟議書その他業務執行に関する重要な文書、議事録等を閲覧することができる。
 - ③ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、監査部及び会計監査人と連携を図り、監査計画や会計監査内容について説明を受けるなど情報交換を行う。
 - ④ 当社は、監査役の監査活動に要する費用のうち、定常的に発生する費用については会社の経費予算に計上して支出し、臨時に発生した費用についてはその請求に基づいて支出する。また、監査役は、当社顧問弁護士とは別に顧問弁護士を委嘱し、定期的または必要な都度相談できる。

2. 内部統制システムの基本方針の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する事項

当社は、役職員のコンプライアンス意識の強化のため、「コンプライアンスの手引き（東洋電機製造倫理規範）」を当社及び当社グループ会社に勤務するすべての役職員に配布しております。また、年間研修計画に基づきコンプライアンスに関する社内研修を行い、コンプライアンス意識の醸成と強化に努めております。対象期間内には、下請法に係る研修やインサイダー取引防止に係る研修などを行いました。

(2) 内部通報に関する事項

当社は、内部通報窓口を社内外に設けております。対象期間内に内部通報はありませんでしたが、内部通報があった場合は、必要により顧問弁護士に意見を求めるなど、適切に対応する体制を整えております。

(3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理基本規程に基づき、内部統制委員会において四半期ごとに当社及び当社グループ会社における各分野のリスクについて審議を行っております。審議結果は都度取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行に関する事項

当社は、取締役会規程・職務権限規程を整備し、取締役会が各取締役・執行役員に権限委譲する事項を定め、取締役の職務が効率的に行われる体制としております。

取締役会については、対象期間内に臨時開催を含め17回開催し、重要事項を適切かつ迅速に決議しております。また、月例の取締役会終了後に取締役会出席者による意見交換の場を設け、中長期的な経営課題に関する情報共有に努めております。ほかに、経営戦略会議及び業務執行連絡会を毎月定期的に開催し、取締役会付議事項の事前審議や経営課題の検討及び業務執行の進捗状況を適切に管理・監督しております。

尚、取締役の職務の執行に関する情報は、担当部門が適切に保管しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることに関する事項

監査役は、取締役会ほか重要な会議への出席や稟議書の閲覧を行い、業務執行状況の把握や意思決定過程の確認を行っており、必要ある場合は意見を述べております。また、代表取締役や内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報共有に努めております。

当社は、取締役の指揮命令系統から独立した監査役スタッフを1名配置するとともに、監査役会として顧問弁護士を選任し、法律相談や会社法改正等の勉強会を行うなど、監査役監査が実効的に行える体制を整えております。

(6) 内部監査に関する事項

監査部は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告しております。

VI. 会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループでは、「創業以来の卓越したモータドライブ技術と躍進する先端技術を融合し、グローバルな事業展開を通じて地球環境にやさしい社会インフラシステムの実現に貢献する」ことを長期ビジョンとし、その実現に向け、平成30年の創立100周年以降を見据え、新時代に相応しい東洋電機グループを創造するため、経営基盤の抜本的強化を図りつつ企業価値の飛躍的増大を目指した中期経営計画「NEXT100 ～100年のその先へ～」を平成27年5月期から開始し、その後を生じた経営環境の変化等に対応するため、主要施策を追加した「NEXT100 ～100年のその先へ～Ver. 2」を策定・推進しております。

また、当社は、経営理念である「倫理を重んじ、社会・顧客に貢献する」を企業活動の原点としており、企業倫理に基づくコンプライアンスの重要性を認識するとともに、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定と健全かつ透明な経営を目指してコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

3. 上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年7月14日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を決定し、平成20年8月26日開催の第147回定時株主総会における株主様のご承認を得て導入いたしました。また、この内容を一部修正した株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「旧プラン」といいます。）について継続することを平成23年7月12日開催の取締役会において決議し、平成23年8月26日開催の第150回定時株主総会における株主様のご承認を得て継続いたしました。その後、旧プランに所要の変更を行ったうえ、旧プランを継続導入することを平成26年7月10日開催の取締役会において決議し、平成26年8月27日開催の第153回定時株主総会における株主様のご承認を得て継続いたしました（以下、「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株式等に対して大規模な買付行為等が行われようとした場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定しております。

この本プランは、平成29年8月29日開催の第156回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間（3年）が満了するため、当社は、平成29年7月12日開催の取締役会において、本プランに一部所要の変更を行ったうえ、本総会における株主の皆様のご承認を条件としてこれを継続導入することを決議いたしました。なお、本プランの基本スキームに変更はございません。詳細につきましては、本総会参考書類の第3号議案「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」をご参照ください。

4. 上記3.の取り組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、当社株式に対する大規模買付等が行われた場合に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための枠組みであり、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じていること、②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③取締役会において決議された本プランは定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入しておりますが、その後の当社株主総会において本プランの継続及び廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い、変更または廃止されるなど株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっていること、④対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するため当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役及び社外有識者で構成する独立委員会を設置し、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されていること、⑤本プランの発動については、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること、⑥本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができること、また当社は期差任期制を採用していないこと、などからその公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注） 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	25,799	流 動 負 債	17,543
現金及び預金	2,091	支払手形及び買掛金	3,346
受取手形及び売掛金	15,830	電子記録債務	5,489
電子記録債権	531	短期借入金	4,969
たな卸資産	6,479	未払費用	1,069
前渡金	26	未払法人税等	437
未収入金	165	未払消費税等	134
繰延税金資産	576	前受金	119
その他	99	預り金	235
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	33
		賞与引当金	952
		受注損失引当金	365
		その他	389
固 定 資 産	29,128	固 定 負 債	12,780
有形固定資産	7,622	長期借入金	6,786
建物及び構築物	2,704	長期未払金	157
機械装置及び運搬具	791	繰延税金負債	1,792
土地	1,345	退職給付に係る負債	3,913
建設仮勘定	2,336	その他	131
その他	443	負 債 合 計	30,324
無形固定資産	1,081	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	163	株 主 資 本	17,868
ソフトウェア仮勘定	906	資本金	4,998
その他	11	資本剰余金	3,177
投資その他の資産	20,424	利益剰余金	10,170
投資有価証券	18,154	自己株式	△477
繰延税金資産	66	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	6,735
その他	2,215	その他有価証券評価差額金	6,879
貸倒引当金	△12	為替換算調整勘定	156
		退職給付に係る調整累計額	△300
資 産 合 計	54,927	純 資 産 合 計	24,603
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	54,927

連結損益計算書

(平成28年6月1日から
平成29年5月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		40,668
売上原価		31,446
売上総利益		9,221
販売費及び一般管理費		7,649
営業利益		1,571
営業外収益		
受取利息及び配当金	228	
持分法による投資利益	68	
生命保険配当金	47	
その他の営業外収益	41	385
営業外費用		
支払利息	122	
為替差損	17	
支払手数料	84	
その他の営業外費用	69	294
経常利益		1,663
特別利益		
投資有価証券売却益	67	67
特別損失		
固定資産売却損	23	23
税金等調整前当期純利益		1,707
法人税、住民税及び事業税		662
法人税等調整額		△128
当期純利益		1,174
親会社株主に帰属する当期純利益		1,174

貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産	流 動 負 債
22,775	17,897
現金及び預金	支払手形
1,686	1,097
受取手形	電子記録債権
1,129	4,869
電子記録債権	買掛金
531	2,144
売掛金	短期借入金
12,989	4,969
製品	未払金
843	227
仕掛品	未払費用
2,825	824
原材料及び貯蔵品	未払法人税等
1,569	179
前渡金	未払消費税等
26	37
短期貸付金	前受金
892	98
未収入金	預り金
250	2,383
繰延税金資産	役員賞与引当金
407	33
その他	賞与引当金
71	656
貸倒引当金	受注損失引当金
△449	212
	その他
	162
	固 定 負 債
	11,925
	長期借入金
	6,786
	長期未払金
	157
	繰延税金負債
	1,871
	退職給付引当金
	3,090
	資産除去債務
	20
	負 債 合 計
	29,823
	純 資 産 の 部
固 定 資 産	株 主 資 本
27,599	13,940
有形固定資産	資本金
7,244	4,998
建築物	資本剰余金
2,446	3,177
構築物	資本準備金
130	3,177
機械及び装置	利益剰余金
601	6,242
車両運搬具	利益準備金
10	533
工具、器具及び備品	その他利益剰余金
379	5,708
土地	別途積立金
1,343	1,600
建設仮勘定	繰越利益剰余金
2,332	4,108
無形固定資産	自己株式
1,038	△477
ソフトウェア	評価・換算差額等
124	6,610
ソフトウェア仮勘定	その他有価証券評価差額金
906	6,610
その他	純 資 産 合 計
6	20,551
投資その他の資産	負 債 及 び 純 資 産 合 計
19,316	50,374
投資有価証券	
17,540	
関係会社株式	
680	
関係会社出資金	
687	
その他	
418	
貸倒引当金	
△9	
資 産 合 計	資 産 合 計
50,374	50,374

損 益 計 算 書

(平成28年 6月 1日から
平成29年 5月 31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上 高		33,708
売 上 原 価		27,041
売 上 総 利 益		6,667
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,982
営 業 利 益		684
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	713	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	73	787
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	138	
為 替 差 損	17	
支 払 手 数 料	84	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	49	290
経 常 利 益		1,180
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	67	67
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	23	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	248	271
税 引 前 当 期 純 利 益		976
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		272
法 人 税 等 調 整 額		△79
当 期 純 利 益		784

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年7月18日

東洋電機製造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲垣 正人 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唯根 欣三 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋電機製造株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年7月18日

東洋電機製造株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲垣 正人 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 唯根 欣三 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋電機製造株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第156期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役より監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年 7月24日

東洋電機製造株式会社 監査役会

常勤監査役 濱 尾 宏 ㊞

常勤監査役 吉 野 善 彦 ㊞

監 査 役 池 田 敏 夫 ㊞

監 査 役 鈴 木 英 一 ㊞

監査役 濱尾宏、監査役 池田敏夫、監査役 鈴木英一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

当期の期末配当につきましては、株主各位への安定的かつ継続的な利益還元と企業体質の強化等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金30円00銭、総額283,332,930円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年8月30日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 池田敏夫氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。監査役候補者 川村義則氏は、監査役 池田敏夫氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、 重要な兼職の状況及び選任理由	候補者の有する 当社の株式数
かわむら よしのり 川村 義則 (昭和42年2月12日生)	平成8年4月 龍谷大学専任講師 平成12年4月 早稲田大学商学部専任講師 平成14年4月 早稲田大学商学部助教授 平成20年4月 早稲田大学商学大学院教授 現在に至る 【選任理由】 川村義則氏は、上記のほか金融庁企業会計審議会幹事・専門委員、公認会計士試験試験委員等の経験を有しており、これまでに培われた企業の財務及び会計に関する高い識見と豊富な経験を活かして財務・会計の健全性や経営全般の監視についての有効な助言を期待し、社外監査役候補者としました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 川村義則氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
 3. 川村義則氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出する予定です。
 4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができます。川村義則氏が選任された場合、当社は、同氏との間に上記責任限定契約を締結する予定です。

<ご参考>

■社外役員の独立性基準

改正会社法の要件を満たすことその他、東証の「上場管理等に関するガイドライン」に準拠し、以下の各項に該当しないこととする。

- (1) 当該社外役員が、業務執行者（※）として在籍している会社が、製品・部品・役務の対価として当社および当社子会社から支払いを受け、または当社および当社子会社に対して支払いを実施している場合に、過去3年間において1事業年度でもその額がいずれかの会社の連結売上高の2%を超えている場合。
- (2) 当該社外役員が、法律・会計・税務の専門家、コンサルタント（法人の場合はその法人に所属する者）として当社および子会社から直接100万円を超える報酬を、過去3年間において1事業年度でも受取っている場合。
- (3) 当該社外役員が、業務を執行する役員を勤めている非営利団体に対する当社からの寄付金が、過去3年間において1事業年度でも100万円を超えている場合。
- (4) 当該社外役員が、過去3年間において直接または間接に当社の議決権の10%を超える大株主またはその業務執行者である場合。
- (5) 当該社外役員の2親等以内の親族が、以下に該当する場合。
 - ・過去3年間において当社または当社子会社の業務執行者（重要でない者は除く）
 - ・前項（1）～（4）に該当する者（重要でない者は除く）

（※） 業務執行者：業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他使用人

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成20年8月26日開催の当社第147回定時株主総会において、株主の皆様のご承認により当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、直近では平成26年8月27日開催の当社第153回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、これを更新しております（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、平成29年7月12日開催の取締役会において、株主の皆様のご承認を得ることを条件として、現プランの内容を一部変更した上で継続することを決定いたしました（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。

つきましては、本議案において本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いしたいと存じます。本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただいた場合には、その時から、平成32年8月開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

本プランの継続にあたり、「2. 基本方針の実現に資する取り組み」、「別紙2 独立委員会委員の略歴」、「別紙3 当社の大株主の株式保有状況」等の最新状況への修正、その他日付及び語句の修正等、所要の変更を行っておりますが、基本スキームに変更はございません。

なお、本プランは、社外取締役2名を含む当社取締役9名全員が出席した取締役会において全員の賛成により決定されております。また、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の意思決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

(1) 企業価値向上への取り組み

当社は、大正7年6月、鉄道車両用電機品の国産化を目的に設立され、以来90有余年にわたり、モータとモータドライブ及びその関連技術分野を中核技術とする電機システム専門メーカーとして交通ならびに一般産業分野においてさまざまな製品を開発、製造し、社会に貢献してまいりました。

これら製品の中には、国産初と称されるものがありますように、当社は優れた技術と確かな対応力で、社会性、公共性の高い、社会の根幹に寄与する分野において信頼と実績を築きあげてまいりました。

当社グループでは、「創業以来の卓越したモータドライブ技術と躍進する先端技術を融合し、グローバルな事業展開を通じて地球環境にやさしい社会インフラシステムの実現に貢献する」ことを長期ビジョンとし、その実現に向け、平成30年の創立100周年以降を見据え、新時代に相応しい東洋電機グループを創造するため、経営基盤の抜本的強化を図りつつ企業価値の飛躍的増大を目指した新中期経営計画「NEXT 100 ～100年のその先へ～」を平成27年5月期から開始しました。さらに、その後生じた経営環境の変化や対処すべき課題等を踏まえて、同計画における主要施策のうち「安定した事業収益構造の構築」と「生産体制の再構築」を重点施策と位置づけ、平成30年5月期を最終年度とする中期経営計画「NEXT 100 ～100年のその先へ～Ver. 2」として見直しを行い、現在推進しております。

なお、現在推進中の計画における主要施策は以下のとおりです。末尾に「(追加)」と記載のあるものは、「NEXT 100 ～100年のその先へ～ Ver. 2」により追加した主要施策を示しています。

①国際競争力の強化

- ・ 中国・米国・韓国・インド・台湾市場でのグループ海外拠点を中心とした事業推進
- ・ 東南アジア拠点によるブランド構築および事業展開
- ・ アライアンスを活用した新規市場開拓

②安定した事業収益構造の構築

- ・ 国内マザーマーケットにおけるシェア拡大
- ・ 交通事業の生産性改革推進強化による収益力向上 (追加)

- ・ 産業事業の中長期の事業構造ビジョン構築による収益力安定化（追加）

③生産体制の再構築

- ・ 生産能力拡大と100年以降を見据えたグローバル生産体制の確立
- ・ 交通事業の生産性改革に基づく生産能力増強（追加）
- ・ 産業事業構造ビジョンに基づく生産体制一体化（追加）
- ・ サプライヤ管理などグローバル品質管理体制の強化
- ・ 基幹システムの再構築

④技術開発の推進

- ・ 斬新なアイデアの実現に向けた若手人材の積極活用
- ・ 大学等の研究機関への積極派遣による高度技術者育成

⑤新事業の立上げ

- ・ 分散電源、電気化（電動化）事業の推進
- ・ 海外向けメンテナンス事業拡大に向けた体制整備

⑥グローバル展開を支える人材の育成

- ・ 次世代人材の確保と能力開発システムの構築
- ・ グローバルな事業推進・展開を支える執務・生活環境整備

⑦CSRの推進

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、経営理念「倫理を重んじ、社会・顧客に貢献する」を企業活動の原点としており、企業倫理に基づくコンプライアンスの重要性を認識するとともに、社会環境、法制度等の経営環境の変化に対応した経営監視体制を随時検討し、健全な経営を目指してコーポレート・ガバナンスの強化、充実を図っております。

当社は、監査役会設置会社として取締役会における取締役の職務執行に対する監督機能に加え、監査役による取締役の職務執行に対する監査機能がともに有効に機能しております。法令及び定款に基づく会社機関として株主総会及び取締役の他、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名で構成し、取締役会専決事項、経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。また、取締役、執行役員、監査役の出席のもと、経営戦略会議、業務執行連絡会を開催し、当該会議体において全役員が各業務部門から報告される情報を共有するとともに、経営課題の進捗状況の確認、重要な経営事項の必要な討議をしております。

監査役は、社外監査役3名を含む4名であり、取締役会及び経営戦略会議等の重要な会議への出席や、業務及び財産状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査人及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行う等、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

このほか取締役会のもとに内部統制委員会を設置し、当社のリスクの認識及び対策等について検討を行う等、内部統制体制の充実を図っております。

3. 本プランの目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することとしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

また、平成29年5月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、現時点において当社株式等の大規模買付に関する打診及び申し入れ等はありません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

- (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (ロ) 代表者の役職及び氏名
- (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
- (ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付け等の概要（買付者等が大規模買付け等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付け等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付け等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ii)において同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株式等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
 - 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株式等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送しますので、買付者等には、情報リストに従って十分な情報を当社に日本語で提出していただきます。

また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らし、株主及び投資家の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。なお、大規模買付け等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付け等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付け等の対価の種類及び金額、大規模買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付け等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付け等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付け等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。

- (viii) 大規模買付け等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付け等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付け等の提案がなされた事実については適切に明示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適時、適切に開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会の評価検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付け等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間開始後に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、買付者等による大規模買付け及び当社取締役会による意見や代替案等の内容の検討等を始め、取締役会評価期間内に、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非又は株主意思を確認すべき旨の勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー

ザ一、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)ないし(iii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合若しくは買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められる場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、若しくは、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。具体的には、別紙4-1に掲げるいずれかの類型に該当し、それによって当社に回復し難い損害を与えたり、株主の皆様が当社の株式等の売却を事実上強要する虞があると客観的に合理的に判断される場合には、当該大規模買付け等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められる場合に該当することとします。

なお、別紙4-1に掲げるいずれかの類型に形式的に該当することのみをもって、対抗措置の発動を勧告することはありません。あくまで当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合に限り、上記の対抗措置の発動を勧告することがあります。

(ii) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞がある場合

独立委員会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があるものと認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、原則として株主の意思を確認すべき旨を勧告するものとします。

なお、別紙4-2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付け等は当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があるものと認められることとします。

(iii) 買付者等による大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

独立委員会は、上記(i)及び(ii)に定める場合以外においては、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告を行うものとします。

⑥ 株主意思の確認

独立委員会が、上記⑤(ii)に従い、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が

否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑦ 取締役会の決議

当社取締役会は、⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は⑥に定める株主意思確認総会の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑧ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑦の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑨ 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑧に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付け等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑧に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会にて承認が得られた場合には、平成32年8月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえております。また、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

なお、当社は、買収防衛策に関するコーポレートガバナンス・コードの原則(原則1-5、補充原則1-5①)をいずれも実施することとしております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記3. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付け等がなされた場合に独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合、及び独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買

付者等による大規模買付け等に対する対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続に当たり、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成しております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4. (1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権3個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑧に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになりますので、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用される法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会の委員（以下「独立委員」）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非、又は株主意思を確認すべき旨
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

宮本 正行（みやもと まさゆき） 55歳

平成5年 4月 司法研修所 入所

平成7年 4月 司法研修所 卒業

弁護士登録

平成11年 4月 宮本法律事務所開設（現在に至る）

山岸 隆（やまぎし たかし） 72歳

昭和45年 4月 帝人株式会社 入社

平成8年 3月 Teijin DuPont Films S.A. 取締役社長

平成11年 6月 帝人グループ執行役員

平成16年 4月 帝人株式会社フィルム事業グループ長

Teijin DuPont Films, Global Joint Venture, Vice Chairman and COO

平成17年 4月 帝人株式会社最高技術責任者

平成17年 6月 同社常務取締役

平成18年 6月 同社専務取締役

平成20年 6月 同社取締役副社長

平成21年 6月 同社代表取締役副社長

平成22年 6月 同社顧問役技監

平成24年 6月 同社顧問役（現在に至る）

平成28年 8月 当社社外取締役（現在に至る）

油井 雄二（ゆい ゆうじ） 68歳

昭和55年 6月 経済企画庁経済研究所客員研究員

昭和60年 7月 大蔵省財政金融研究所特別研究官

昭和62年 4月 ミシガン大学客員研究員

平成元年 4月 成城大学経済学部教授

平成22年 4月 成城大学学長

平成23年 4月 成城学園学園長（現在に至る）

※上記3氏と当社との間において、特別な利害関係はございません。

※当社は、山岸 隆氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

当社の大株主の株式保有状況

平成29年5月31日現在の当社の大株主の状況は、つぎの通りであります。

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
東日本旅客鉄道株式会社	480	4.93
株式会社豊田自動織機	420	4.31
東洋電機従業員持株会	409	4.21
日本生命保険相互会社	337	3.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	270	2.77
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/HENDERSON HHF SICAV	259	2.66
山内 正義	246	2.52
株式会社日立製作所	220	2.25
東洋電機協力工場持株会	217	2.23
株式会社横浜銀行	207	2.13

(注) 上記のほか当社は自己株式290千株を保有しております。

以上

1. 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- ① 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- ⑤ 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要する虞があると判断される場合

2. 当社の企業価値・株主共同の利益を損なう虞があると認められる類型

- ① 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- ② 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者の関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を妨げる虞があると判断される場合
- ③ 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の3倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき3個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

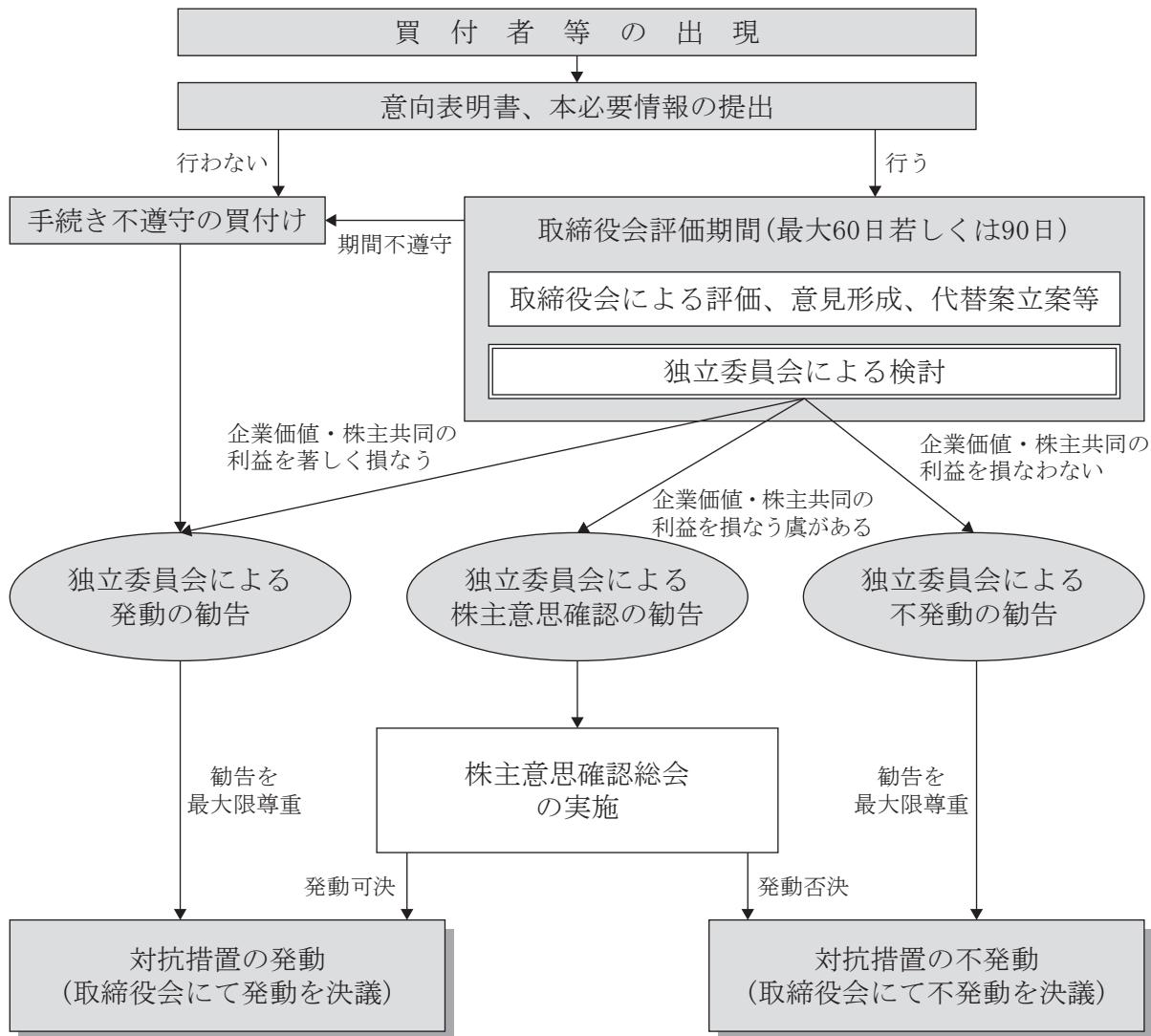
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

-
- 11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - 12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株式等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以上

本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照下さい。

東洋電機製造株式会社
定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階
「ステーションコンファレンス東京」501会議室



【交通のご案内】

J R 東京駅新幹線専用改札口（日本橋口） 徒歩1分

J R 東京駅八重洲北口改札口 徒歩2分

東京メトロ東西線大手町駅（B7出口） 徒歩1分

※駐車場のご用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。